

グリーンインフラ推進戦略 2030 骨子案

はじめに

- 「第二次国土形成計画」(2015. 8 閣議決定) においてグリーンインフラが政府の文書に登場してから、官民における取組が進展し、グリーンインフラの整備や取組に関わるステークホルダーの拡大等が図られてきた。
- 近年では、様々な閣議決定文書等においてグリーンインフラの位置づけがなされており、その重要性が更に高まっている。
- 国土交通省環境行動計画(2025. 6)(以下「環境行動計画」という。)では、「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」を目指していくことが重点分野の中で位置づけられた。
- このことを踏まえ、新たな「グリーンインフラ推進戦略 2030」では、環境行動計画に係る実行計画としての位置づけを明確化するとともに、環境行動計画に準拠する形で、2030 年度までの 5 年間を計画期間として位置づける。
- その他、グリーンインフラの定義、特徴、実装に向けた留意点等を示すとともに、グリーンインフラの拡大に向けた基盤づくりに関する取組及び社会課題解決に資するグリーンインフラの実装に関する国土交通省の施策等を体系的に位置づける。
- 2027 年 3 月から、最上位の国際園芸博覧会(A1)である「GREEN×EXPO 2027」が開催されるため、政府出展をはじめとするグリーンインフラの屋内・屋外における展示、イベントの開催等を通じて普及啓発を強力に推進する。
- 国土・都市・地域づくりを担う国、自治体、まちづくり事業者をはじめ、産官学金労言の多様な主体が当該推進戦略を踏まえた事業推進を図ることを期待する。

グリーンインフラが目指す社会像

(背景)

- 2024 年 5 月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、環境政策の最上位の目標として「ウェルビーイング/高い生活の質」が掲げられ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」(「環境・生命文明社会」)の構築を目指すこととされた。
- 2024 年 6 月に閣議決定された「土地基本方針」では、防災、環境分野等における新たな要請等を踏まえ、これまでの宅地化等を前提とした土地政策から軸足を移し、限られた国土の土地利用転換やその適正な管理等を進める“「サステナブルな土地の利用・管理」の実現”が掲げられた。
- 2025 年 2 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、新たな温室効果ガス削減目標として、2035 年度、2040 年度において、2013 年からそれぞれ 60%、73%削減を目指すこととされた。
- 2025 年 6 月に閣議決定された「第 1 次国土強靱化実施中期計画」では、「災害外力・耐力の変化」、「社会状況の変化」、「事業実施環境の変化」という 3 つの変化に対応しながら国土強靱化施策の推進を図っていくこととされた。

- 自然を活用して社会課題の解決につなげる取組である NbS の考え方が世界的に注目されており、世界各国において、NbS の推進に向けた取組が始まっている。

(目指す社会像)

- 背景で述べた閣議決定等による政府全体の方針や国際的な動向も踏まえつつ、グリーンインフラが持つ多様な機能を活用した、持続的で魅力ある都市・生活空間の形成、地域経済の活性化等を推進することによって、「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現を図り、2050 年に向けて「自然共生社会」の実現を目指す。

第 1 章 グリーンインフラをとりまく社会経済情勢と社会課題

- 我が国は気候変動などの地球規模課題への対応やレジリエントで安全・安心な社会の構築などの問題、少子高齢化問題、都市の過密と地方の過疎の問題、食料などの資源問題といった多岐にわたる社会課題を抱えている。

1. 持続的で快適な都市・生活空間の形成

- 少子高齢化の進展により、長年続いた人口増加が人口減少へと転換し、高齢者人口が急増していく中で、高齢者が安心して生活し活躍することができる社会、かつ、子どもを生み育てやすい社会を構築することが大きな課題となっている。
- 新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、緑豊かで開放的な環境の下で、散策・遊び・休息・スポーツなど健康的な生活に欠かせない活動を楽しめる貴重なオープンスペースの価値が再認識された。
- 心と体の健康を保つことの重要性は、物質的な豊かさの向上を背景により一層高まっており、2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す持続可能な開発目標 (SDGs) の一つとして、あらゆる年齢のすべての人々の Well-being を促進することが位置づけられている。
- また、我が国のインフラは、その多くが高度経済成長期以降に整備されており、今後、建設から 50 年以上経過する施設の割合は加速度的に増加する。

2. 水害対策

- 気候変動の影響による極端な大雨の増加や洪水等の自然災害が激甚化・頻発化しており、今後予測される気候変動による被害を軽減するため、関係省庁・自治体等、多様な関係者の連携・協働の下に取り組んでいく必要性が高まっている。
- こうした状況を踏まえ、我が国全体の気候変動適応策の強化を図るため、2021 年 10 月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、政府一体となって、同計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進しているところである。
- 環境行動計画においては、流域治水の加速化・深化、治水計画の見直し、防災気象情報の精度向上等、ハード・ソフトが一体となった「気候変動適応策」を進めることとしている。また、治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が協働して取り

1 組む「流域総合水管理」の取組を推進することとしている。

- 2 ○ 治水計画については、「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、
3 集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に
4 応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、
5 ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める
6 方針とされている。

7 8 3. 暑熱対策

- 9 ○ 気候変動の影響により国内の年平均気温が上昇しており、熱中症による救急搬送人員
10 や死亡者数は高い水準で推移している。
11 ○ 熱中症による被害やヒートアイランド現象を防ぐため、「熱中症対策実行計画」（2023
12 年5月閣議決定）及び「ヒートアイランド対策大綱」（2013. 5）に基づく取組が推進
13 されている。
14 ○ 環境行動計画においては、生活環境向上に資するヒートアイランド対策や都市の暑熱
15 対策を進め、気候変動に適応できる社会を形成していくための施策として、緑化等の
16 推進、新技術の創出などの取組を位置づけている。
17 ○ まちなかの暑さ対策を進めるためには、ヒートアイランド現象を緩和して都市の気温
18 を和らげる対策と局所的に人が感じる暑さを和らげる対策が重要である。

19 20 4. 生物多様性の確保

- 21 ○ 生物多様性については、2022年12月に開催されたCOP15において、「昆明・モン
22 リオール生物多様性枠組」が採択され、生物多様性の損失を止め反転させるための緊
23 急の行動をとることが2030年ミッションとして定められている。
24 ○ 上記枠組の採択を受け、2023年3月に、ネイチャーポジティブ（生物多様性の損失の
25 反転）の実現を目標に掲げた「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、本
26 戦略に基づき政府全体で自然共生・生物多様性に係る取組を進めている。
27 ○ 本戦略では、生態系の健全性の回復に向けて、①生息・生育・繁殖地の確保と連結性の
28 向上、②陸域及び海域の利用・管理における負荷軽減、③種の多様性のみならず地域個
29 体群など遺伝的多様性の保全を含めた総合的な野生生物保全が重要とされている。
30 ○ 国内外の企業や投資家においても生物多様性の保全に対する関心が高まっており、
31 2023年9月には、「自然関連財務情報開示タスクフォース」（TNFD）において、「TNFD
32 最終提言 v1.0」が公表された。

33 34 5. 災害への備え

- 35 ○ 南海トラフ地震、首都直下地震等の巨大地震が遠くない将来に発生する可能性が高
36 まっている。
37 ○ 地震による被害は地震そのものだけでなく、地震によって引き起こされる津波や火
38 災等によって拡大するため、国土強靱化計画等に基づいて対策が進められている。

- 災害に対する国全体の強靱性（レジリエンス）を向上させるためには、「発災そのものを抑制する」「たとえ発災してもその被害を小さくする」「速やかに復旧する」という３点を効果的に連携させて施策を展開していくことが重要とされている。

6. 地域経済の活性化

- 我が国の国際競争力が相対的に低下しており、国際市場における自国の優位性を高めるため、デジタルトランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーション等の国際的な潮流を踏まえた都市再生が重要となっている。
- 特に人口減少や地方から都市圏への人口流出が起きていることを踏まえて、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じる必要がある。
- また、デジタル化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による地方への移住や二地域居住、ワーケーションの増加など人々の働き方・暮らし方が変化を契機とした人や企業の地方分散の推進なども重要となっている。

7. 温室効果ガスの削減

- 我が国を含む世界中で、極端な高温、気象災害等が多発しており、気候変動対策は国際社会が一体となって直ちにに取り組むべき重要な課題となっている。
- 2023 年に開催された COP28 においては、現状各国が掲げる CO2 削減目標を積み上げてもパリ協定の「1.5℃目標」が達成できないことが明らかになり、対策強化の重要性が強調されている。
- 環境行動計画においては、「国土交通 GX」に向けて、関係省庁・経済界と連携を深め、くらし・移動の徹底した省エネ化、各輸送モードとインフラの両面から取り組むクリーンエネルギーへの移行、ライフサイクル全体での脱炭素化、インフラを最大限活用した再エネの供給拡大、吸収源対策等を推進することとしている。

8. 循環型社会の形成

- 地域的・国際的な緊張の高まりから、資源国において資源ナショナリズム的な動き等が活性化しており、経済安全保障上の大きなリスクとなっている。
- 経済安全保障や産業競争力強化の観点から、「循環経済」の取組の重要性が増してきており、EU やアメリカでは、循環経済を計画や戦略という形で打ち出している。
- 我が国においても、2024 年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、同年 12 月には「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」を取りまとめ、取組を加速させている。
- 循環型社会の形成に向けては、経済社会システムそのものを循環型に変えていく必要があるため、分野間の連携の促進を図りながら、再生資源を利用した生産システムの構築、資源投入量の減少と廃棄物の発生を抑制、循環経済拠点の整備等の取組を進めていく。

第2章 「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」に向けて

1. グリーンインフラの定義・基本的な考え方

(1) グリーンインフラの定義とその考え方

【定義】

- 『グリーンインフラとは、自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通してより大きな効果の発現が期待できる。』

① 用語解説

- 「**自然の多様な機能**」とは、その生態学的プロセスや進化のプロセスを通じて発現する働きであり、IPBES¹によって18項目に分類されている。なお、「自然」には、自然のままの生態系だけでなく、二次林、里山、都市緑地などの人為的に改変されたものも含まれる。
- 「**社会資本**」とは、広く社会一般に利害・影響を持つ性質を持つ財である。これには、民間所有の緑地など、公共的機能を果たす非公的な財も含まれる。
- 「**ウェルビーイング**」とは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいう。
- 「**人と自然の関わりから形成される**」とは、自然と人間が相互関係を有する状態を指す。
- 「**戦略的な計画**」とは、技術、政策、財源に裏付けられ、グリーンインフラの効果を最大限発揮させるための計画等をいう。
- 「**持続的な維持管理**」とは、自然の多様な機能を持続的に発揮・向上させるために、グリーンインフラを適切に保守・管理・育成する活動である。
- 「**ステークホルダー**」とは、関心や利害を持つ個人、グループ、または組織であり、組織の活動に影響を与える、または影響を受ける存在である。

② 効果

自然の多様な機能をインフラとして活用することで得られる効果を「環境的效果」「社会的効果」「経済的效果」の3つに分類。

- 「**環境的效果**」は、生活環境に対して得られる成果であり、生物多様性の保全や気候変動による影響の緩和などの効果が該当する。
- 「**社会的効果**」とは、人間生活に対して得られる成果であり、良好な景観形成、地域コミュニティ形成などの効果が該当する。
- 「**経済的效果**」とは、経済活動に対して得られる成果であり、地域活性化、不動産価値向上などの効果が該当する。

¹ 「IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約」© 2019、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES)

- 3つの効果とその相乗効果により well-being の向上も期待される。

③ 主な特徴

グリーンインフラの効果を踏まえた主な特徴を整理。

- 多様な効果を発揮するため、複数の社会課題への対応策となり得る。
- 古来より自然の特徴を活かしつつ自然と調和した営みが行われてきたことにより、地域の気候、風土に応じた特徴ある地域性を有する。
- 緑地や水がネットワークとしてつながることにより一層その効果を高めることができる。
- 自然は成長力・再生力を有するため、自己回復するポテンシャルがある。

2. グリーンインフラの実装に向けた主な留意点

グリーンインフラの効果を最大限発現させるため、実装時に留意すべき主な事項を整理。

- 地域の事情に応じた社会課題の解決のためにグリーンインフラを活用すること。
- 多様な効果を活かして複数の社会課題に対応する方策を検討すること。
- 社会課題の解決に向けて他のハード・ソフト施策等とも連携すること。
- 技術・体制・資金に裏付けられた計画に基づき整備及び維持管理を行うこと。
- 自然の再生力や成長力を考慮し長期的な視点を持つこと。
- 地域固有の生態系や在来種、文化等への影響に配慮すること。
- 地域の在来種を積極的に活用すること。
- 周辺の自然との連続性に留意すること。
- 既存の生態系に配慮しながら人工構造物を取り入れる考え方や既存のインフラ整備によって形成された空間に自然を取り入れる考え方を含めて検討すること。
- 自然の特性やライフサイクルを踏まえた管理計画を策定すること。
- 長期的なコスト削減を見据えた予防的な維持管理を行うこと。
- 行政・民間・地域住民など多様なステークホルダーによる分野横断的な連携体制を構築すること。
- 地域コミュニティ主体で維持管理を行う方策も積極的に検討すること。

第3章 グリーンインフラの「普及・ビルトイン」に向けた基盤づくり

1. グリーンインフラの「普及・ビルトイン」に関するこれまでの施策と課題

- 2020年3月に、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」を設立し、企画・広報部会、技術部会、金融部会の3部会を中心に活動を展開してきた。
- 企画・広報部会では、グリーンインフラへの取組事例を掲載した「グリーンインフラ事例集」や各団体のグリーンインフラへの取り組みの後押しを目的としたオンラインセミナーの開催等を通じて、幅広く普及啓発を行ってきた。
- 技術部会では、グリーンインフラ機能の評価に関する考え方や事例を整理した「グリーンインフラ評価の考え方とその評価例」等の作成や、質の高い技術情報の紹介を目

1 的としたオンラインセミナーの開催を通じて、幅広くグリーンインフラの技術に関する
2 情報発信を行ってきた。

- 3 ○ 金融部会では、グリーンインフラに関連する様々な資金調達事例を整理した「グリー
4 ンインフラとグリーンインフラへのファイナンス」や 2025 年度中に策定を予定して
5 いる「国土交通省グリーンファイナンスガイドライン（仮称）」のベースとなる検討を
6 行うためにファイナンスチームを組成し、グリーンファイナンスに関する幅広い検討
7 などを行ってきた。
- 8 ○ このように各部会における活動を中心に、裾野の広い活動を展開してきたことにより、
9 会員数は設立当初の 409 から約 5 倍となる 2,094（2025.7 時点）まで増加している。
- 10 ○ また、国土交通省としては、2023 年度に自治体による取組促進に向けた「グリーンイ
11 ンフラ実践ガイド」を作成し、2024 年度には企業等による取組や投資促進に向けた
12 「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」を公表した。
- 13 ○ 加えて、「先導的グリーンインフラモデル形成支援」を通じ、地域の生活基盤構築にお
14 いて特に重要な役割を担う自治体を支援するとともに、「グリーンインフラ創出促進
15 事業」において、小規模な地域実証により地域課題に対する新技術の実用性を明らか
16 にするなど、官民挙げた取組を促進してきた。
- 17 ○ 一方、グリーンインフラの認知度は依然として十分であるとは言えず、また、多様な
18 効果に関する評価手法が整理されていないことにより、合意形成を得ることができず、
19 取組の担い手となる人材や予算の確保が困難となるケースも生じている。
- 20 ○ 今後は、こうした課題を踏まえ、①国民的な機運・理解の醸成、②多様な効果の見え
21 る化、③官民の取組を促進する環境整備、④資金調達の円滑化、⑤新技術・DX の活用、
22 ⑥国際展開の 6 つを重点的な柱として、関連施策を強力に推進していく。

24 2. グリーンインフラの「普及・ビルトイン」に関するこれからの施策

25 ① 国民的な機運・理解の醸成

- 26 ○ 国民の機運・理解の醸成はグリーンインフラの抜本的拡大の基盤として不可欠であ
27 るため、産官学金労言の多様な主体が一体となって、更なる普及啓発を進めること
28 が重要。
- 29 ○ このため、経済界と一体となった活動の展開、グリーンインフラ官民連携プラット
30 フォームへの参加を促す取組、各取組主体の関心やニーズに応じたわかりやすくき
31 め細やかな広報活動等を展開する。
- 32 ○ また、市民レベルでの活動を後押しすることによる参加意欲の醸成により、地域コ
33 ミュニティの形成を促進し、地域での担い手の確保につなげる。
- 34 ○ さらに、先駆的・効果的な取組を表彰する制度を拡充し、受賞者と協働して普及促
35 進を図るなど、仕組みを工夫・充実しながら、効果的な取組事例を幅広く展開する。
- 36 ○ 2027 年 3 月から、最上位の国際園芸博覧会（A1）である「GREEN×EXPO 2027」が開
37 催されるため、政府出展をはじめとするグリーンインフラの屋内・屋外における展
38 示、イベントの開催等を通じて普及啓発を協力に推進する他、開催後に整備予定で

ある「新しい公園」でもグリーンインフラの普及啓発を図る。

② 多様な効果の見える化

- グリーンインフラに関する評価手法は未だ研究途上であり、その多様性と多機能性から、十分に効果の見える化ができていないのが現状。
- このため、グリーンインフラの多様な効果を測る評価手法を整理するため、経済的価値、社会的価値に着目しながら、定量的なデータ・研究成果の収集・分析、実証を通じた妥当性の検証等を行う。
- その上で、グリーンインフラの実装による社会課題解決への実効性および貢献度の定量的・定性的な評価手法の運用に向けて検討を進める。

③ 官民の取組を促進する環境整備

- グリーンインフラの実装・維持管理のための効果的な手法等の知見不足といった技術的課題、経済的なインセンティブ不足などの経済的課題、グリーンインフラを専門的に担当する人材不足といった課題等を抱えており、技術・経済・人材の観点からの支援による環境整備が必要。
- また、グリーンインフラの導入主体と様々なステークホルダーを結びつけ、連携を促進する役割を担う中間支援組織が活動しやすい環境整備も必要。
- このため、グリーンインフラの導入・活用の効果的な技術事例を全国的に収集・分析を行い、分かりやすく示すとともに、ノウハウの標準化等、技術的課題に対応する支援を実施する。
- 加えて、グリーンインフラの維持管理に効果的な事例を全国的に収集・分析を行い、分かりやすく示す。
- 併せて、自治体や企業等の各取組主体の先駆的・効果的な取組等に対して財政的・金融的な支援を実施することで、経済的課題への対応を図る。
- 中間支援組織に関しては、中間支援組織が有効に機能した事例の全国展開や、支援策の導入などにより、活動しやすい環境整備を図る。

④ 資金調達の円滑化

- グリーンインフラはリスクに見合うリターンを金融機関・投資家等に訴求できず、資金調達に成功している取組も見られてきているものの、その広がりは限定的であるため、間接的な価値を可視化・活用するなどして、多面的な資金調達を促すことが必要。
- グリーンインフラの活用を促進する様々な資金調達手法の検討・モデル化、先駆的な案件の創出・全国展開等を進めることにより、資金調達を円滑に行いやすい環境の整備を促進する。
- また、自然環境の保全・創出に資する取組に対して資金を集めるため、その価値を金銭価値として取り扱い、売買する仕組み（クレジット等）の導入・活用を検討す

る。

⑤ 新技術・DX の活用

- グリーンインフラに関する技術は、開発途上であり先進事例の積み上げや事例展開が不十分であることから、先進的な技術開発（要素技術、モニタリング技術等）をさらに促進し、情報の水平展開を図ることが必要。
- また、地理情報データや生物データ等のグリーンインフラに関する基礎情報の収集・整備・連携が十分に図られていない状況にあることから、これらの情報の集約等に向けた検討も必要。
- このため、要素技術・モニタリング技術等の先進的な技術開発の支援と全国展開を進めるとともに、自然関連情報に関する様々なデータの整備・集約、データ間連携、地図化、データ利活用の促進等を、関係機関と連携しながら進める。
- また、グリーンインフラ技術に関するニーズとシーズのマッチングの促進等も進める。

⑥ 国際展開

- 世界的に NbS やグリーンインフラの評価手法が標準化されていない中、今後日本と異なるモノサシで国際標準化がなされた場合、日本企業が活動しにくくなることが懸念されるため、日本主導の国際標準化に向けた検討等を行う。
- また、我が国のグリーンインフラに関連する取組や多様な効果の評価手法に対して、各国の共感が得られるよう、国際的にアピールを行う。

第4章 グリーンインフラの実装による社会課題への対応

- 第1章に掲げた8つの社会課題に対して、国土交通省の各局が所管する施策及びグリーンインフラ官民連携プラットフォームの取組を体系的に整理。
- グリーンインフラの多様な効果を活用することで、複数の社会課題への対応策となり得ることに留意して施策を展開する。

1. 持続的で快適な都市・生活空間の形成に資するグリーンインフラ

- グリーンインフラの実装によって、健康で快適な生活環境の実現や精神的・身体的な健康の増進に資するオープンスペースを提供しつつ、適正な保全・管理による持続的な都市機能の維持等を目指す。

（具体施策）

- 地方公共団体による都市公園の整備や特別緑地保全地区等の指定、道路空間の緑化、緑豊かな水辺の創出、港湾緑地の整備など、制度等により永続性が担保された自然的環境としての公的空間の確保を推進し、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく。

- 緑地の保全・活用等の活動に参画する住民や NPO 法人、民間企業等とともに官民連携を進めるとともに、地域の人々の楽しみや喜び、やりがいを与える場等としての緑地の活用を推進する。
- こどもを生み育てやすく、子育てしながら働くことのできる環境を整備するため、都市公園の遊び場づくりを推進する。
- 「居心地が良く歩きたくなる」空間を官民一体で形成し、まちのにぎわいを創出するため、道路、公園、広場、沿道建物等の官民の既存ストックの一体的な修復・利活用による交流・滞在空間の整備を進める。
- 河川空間において、地方公共団体や地域住民、民間事業者等の多様な主体と連携した快適でにぎわいのある水辺空間の創出や河川空間の一層の活用を推進する。
- 地域のブランド価値を向上させるような美しく快適で、安全な港湾空間を形成するため、みなととその周辺における散策・飲食・ショッピング等の機能の確保及び地域住民との交流・賑わいの創出等、快適で利便性の高い交流空間の形成や地域の文化・歴史等の特色を活かした美しく魅力的なみなとまちづくりに戦略的に取り組む。

2. 水害対策に資するグリーンインフラ

- 流域治水に関する取組等とともにグリーンインフラの活用を推進することで、雨水の貯留・浸透により下水道や河川への排水の低減等を図る。

(具体施策)

- 自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能の積極的な保全又は再生を図る。
- 流域治水に関する取組等とともに「雨庭」(雨を一時的に貯めて浸透させる庭)等のグリーンインフラの活用を推進する。
- 都市における貴重な貯留・涵養能力の保持のため、多様な主体の参画の下、緑地や雨庭等の保全や創出、民間施設や公共公益施設の緑化を図る。

3. 暑熱対策に資するグリーンインフラ

- グリーンインフラの実装によって、都市の気温の低減や地表面の高温化防止、猛暑でも快適に過ごせる空間の形成を目指していく。

(具体施策)

- 夏季の気温上昇に対する暑熱対策としての緑地の保全や緑化、屋上緑化や壁面緑化による建物外壁等の表面温度の上昇や蓄熱の防止等を推進する。
- 緑地の整備や緑化の推進等による地表面被覆の改善に加え、連続した緑地を確保することによる風の道の形成を推進する。
- ヒートアイランド現象の緩和に資する緑地帯や雨庭等の整備により快適な空間を形成する。

- 快適な生活環境の創出に向けた水辺空間・緑化の活動や雨水利用を推進する。
- 公園や広場、街路等の都市空間において緑陰施設による暑熱対策を推進する。

4. 生物多様性の確保に資するグリーンインフラ

- グリーンインフラの実装によって、生物の多様な生息・生育・繁殖地の確保と連結性の向上を目指していく。

(具体施策)

- 国土を構成する地域区分（奥山自然地域、里地里山・田園地域、都市地域、河川・湿地地域、沿岸域、海洋域、島嶼地域）ごとに、それぞれの特性を踏まえ、劣化した生態系の回復や自然の質を向上させ、生態系ネットワークの構築・維持を図る。
- 都市における生物多様性の確保に向けて、特別緑地保全地区等の指定面積の増加や、民間事業者等による優良な緑地確保の取組の促進等をはじめ、行政や民間事業者、住民、NPO 法人等の多様な主体の連携による緑地の確保を進める。
- 適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、生態系ネットワークとして有機的に緑地を結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する。
- 生態系に配慮した道路整備を推進する。
- 河川における生物多様性の確保に向けて、魚道の設置、樋門などの改修(河川～農業用水路の生態系の連続性の回復)、ワンド・旧流路の保全・再生などを推進する。
- 河川内での取り組みだけでなく、河川管理者、自治体、農林漁業者、NPO、学校、企業など多様な主体の連携による水田や樹林や池沼など流域全体での生物多様性の保全・再生に向けた取り組みを推進する。
- 沿岸域における生物多様性の確保に向けて、港湾整備で発生する浚渫土砂等を有効活用した干潟等の造成、深掘跡の埋め戻し等の失われた良好な海域環境の再生や生態系に配慮した藻場・干潟等の造成、覆砂の実施、生物共生型港湾構造物、緑地の整備等による良好な環境の創出に取り組む。
- 海岸の多様な生態系の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進める。特に砂浜について、その保全と回復を主体とした整備をより一層推進する。

5. 災害への備えに資するグリーンインフラ

- グリーンインフラの実装によって、地域住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等を確保し、建物の倒壊や市街地火災から人命の保護を図る。

(具体施策)

- 建物の倒壊や市街地火災から人命の保護を図るため、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備及び老朽化対策（老朽化した園路やトイレ等の公園施設の改修）を推進する。

- 想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱を抑えるため、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。
- 火災時の延焼を防ぎ、避難地・避難路等の機能を有する都市緑地の確保を推進する。
- 都市農地における防災協力農地の取組を推進する。

6. 地域経済の活性化に資するグリーンインフラ

- グリーンインフラの実装によって、グローバルに業務を展開する企業の拠点にふさわしい都市環境の整備を進めるとともに、観光地や地域資源の高付加価値化等を目指す。

(具体施策)

<ビジネス・イノベーション>

- グローバルに業務を展開する企業の拠点にふさわしい都市環境を整備するため、多様なサービス機能を備え環境にも配慮したオフィス環境の整備、拠点性を創出する景観形成等を推進する。
- まちなかの交流・滞在空間の創出により、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や豊かな生活を実現し、まちの魅力や国際競争力の向上が内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環を生み出すきっかけにする。

<パブリックスペースの利活用>

- 都市公園への飲食店、売店等の公園施設の設置に対する民間による優良な投資を誘導し、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る。
- 道路空間等を活用したまちの魅力及び賑わい向上のため、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を図る。
- 河川空間において、地方公共団体や地域住民、民間事業者等の多様な主体と連携した快適でにぎわいのある水辺空間の創出や河川敷地の一層の活用を推進する。
- みなとまちづくりの拠点となる港湾緑地等において、港湾環境整備計画制度(みなと緑地 PPP) 等を活用し、民間活力導入による水際線を活かした質の高い賑わい空間の創出を図る。

<観光>

- 観光による地域の活性化にも資する美しく魅力あるまちづくりを推進するため、都市に継承された文化・歴史をいかした良好な都市景観の形成、特色ある文化芸術の活用・創造・発信及び担い手の育成、街のにぎわいの創出、都市公園の整備、都市に残る貴重な緑地の保全及び緑化、ガーデンツーリズム等を推進する。
- インバウンドの地方誘客を促進するため、「多様な地域資源」をいかした観光コンテンツ造成に取り組む地域等を支援し、観光地の高付加価値化を進める。
- ビュースポットや休憩施設の整備、統一性ある案内、みちに関わる歴史や文化の発信等により、道路そのものが観光資源化(日本風景街道等)することを目指す。
- みなとが持つ文化・歴史、静穏な水域、自然や多彩な景観等、様々な観光資源を発掘

し磨き上げるため、地域の文化・歴史等の特色を活かした美しく魅力的なみなとまちづくり等を推進する。

- 白砂青松等の美しい海岸景観の構成要素となる砂浜について、その保全と回復を主体とした整備をより一層推進する。

＜移住＞

- 自然的な特性や固有の文化などの地域資源をいかした移住・定住・二地域居住の促進、関係人口の拡大、産業振興支援などにより、地域の振興を図る。

7. 温室効果ガスの削減に資するグリーンインフラ

- グリーンインフラの実装によって、CO₂吸収量の増加と人中心の空間への転換によるCO₂排出量の削減を目指していく。

（具体施策）

- 都市公園の整備、特別緑地保全地区等の指定面積の増加、適正な管理の推進及び民間事業者等による優良な緑地確保の取組の促進など官民連携した緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することでCO₂吸収量の増加を目指す。
- 歩行空間の拡大や公共空間の芝生化等の歩きたくなる空間づくりにより、車から人中心の空間への転換を推進しエネルギー利用量とCO₂排出量を削減する。
- 道路緑化や適切な維持管理に関する取組を推進する。
- 港湾における諸活動から発生する温室効果ガスの排出の削減と、陸域・海域における生態系等を活用した温室効果ガスの吸収の増加の両面からの対策が重要であることから多様な主体の参画等による藻場・干潟等のブルーカーボン生態系の保全・再生・創出や緑地の活用等による「吸収源対策」を促進する。

8. 循環型社会の形成に資するグリーンインフラ

- グリーンインフラに関する取組として、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する取組を推進する。

（具体施策）

- 剪定枝や落ち葉等のチップ化・堆肥化等による緑地内での有効活用を促進する。
- グリーンインフラの実装においても、建設発生土の現場内・工事間利用等の有効利用や適正利用を推進する。
- グリーンインフラの維持管理においても「予防保全型」のインフラメンテナンスを推進する。

第5章 計画の進捗管理（ロードマップ及びフォローアップ）

（基盤づくり）

- 計画期間の最終年である2030年に向けて、6つの重点的な柱毎に目指す成果を示し、

- 1 必要となる施策を計画的に実行するためのロードマップの作成及び進捗管理を行うこ
2 とにより、「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現を計画的に目指してい
3 く。
- 4 ○ ロードマップについては、1年に1回フォローアップを行うことによって進捗状況の
5 確認を行うとともに、必要な見直しを適宜実施することとする。
- 6 (グリーンインフラの実装)
- 7 ○ グリーンインフラの実装に係る施策のうち、フォローアップ可能な代表的な施策につ
8 いて、ロードマップの作成及び進捗管理を行う。